

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

健康であることは、すべての人の願いであり、県民一人ひとりの幸福な人生を実現するための基本です。

本県では、これまで、健康増進計画において、病気の発症予防（一次予防）を重視した対策に取り組んできた結果、喫煙率の低下や乳幼児・学齢期のむし歯保有率の低下、がん検診受診率向上など、約6割の目標項目で改善がみられ、三大生活習慣病（がん・心疾患・脳血管疾患）による年齢調整死亡率も減少傾向にあります。

また、がん対策推進計画においては、がんによる死亡者の減少を全体目標として、予防・早期発見の推進と医療の高度化・均てん化を推進しており、歯科保健計画においても、ライフステージに応じた対策と特殊なケアを必要とする人への対策を推進し、一定の成果がみられました。

しかしながら、高齢化の進展に伴い、今後さらに、健康に不安や課題を抱える県民が増加するとともに、医療や介護に係る費用の負担が一層増すことが予想されます。そのため、新しい計画には、これまでの発症予防重視に加え、重症化予防や高齢者の健康等、社会生活を営むために必要な身体機能の維持・向上の視点を組み入れました。また、がんについては、社会経済的な問題を含む働く世代や小児への対策の充実の視点を組み入れ、さらに、歯科口腔保健については、社会環境の整備の視点を組み入れました。

これまでの計画では、他の計画との調和を図りつつ単独の計画として推進してきましたが、共通する課題が多く、関連が強いことから、平成24年度をもって終了する3つの計画「山形県健康増進計画」、「山形県がん対策推進計画」、「山形県歯科保健計画」を一体化し、健康増進・がん対策・歯科口腔保健対策を総合的に推進することとしました。

この新たな計画を効果的に推進していくためには、県民一人ひとりが健康づくりに主体的に取り組むとともに、地域、職場、学校、医療機関等を含めた社会全体で個人の取組みを支援することが必要です。

県民全体の生涯を通じた健康づくりの取組みにより、すべての県民が生涯にわたり活力に満ちた安心と喜びの広がる「健康長寿やまがたの実現」を目指し、計画を策定しました。

計画の策定までの経過

<p>健康増進計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 第一次山形県健康増進計画（平成13年度～24年度） 「21世紀における国民健康づくり運動」を踏まえ、県民の「健康寿命の延伸」と「壮年期死亡の減少」を目標に掲げ策定。
<p>がん対策推進計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 第一次山形県健康増進計画の改定（平成20年度～24年度） 国の医療制度改革により特定健診・特定保健指導が導入されたことを踏まえ、メタボリックシンドローム対策を盛り込み改定。
<p>がん対策推進計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 第一次山形県がん対策推進計画（平成20年度～24年度） がん対策基本法（平成19年4月1日施行）に基づき策定された国の「がん対策基本計画」を踏まえ、策定。
<p>歯科保健計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 第一次山形県歯科保健計画（平成9年度～17年度） 「ライフステージに応じた歯科保健対策」と「特殊なケアを必要とする人への歯科保健対策」を柱とした県独自の計画を策定。
<ul style="list-style-type: none"> • 第二次山形県歯科保健計画（平成18年度～24年度） 第一次計画を踏まえ、本県の歯科保健対策をさらに推進するために策定。 	
<p>健康やまがた安心プラン（平成25年度～）</p>	
<p>3つの計画「山形県健康増進計画」、「山形県がん対策推進計画」、「山形県歯科口腔保健計画」を一体化して策定。</p>	

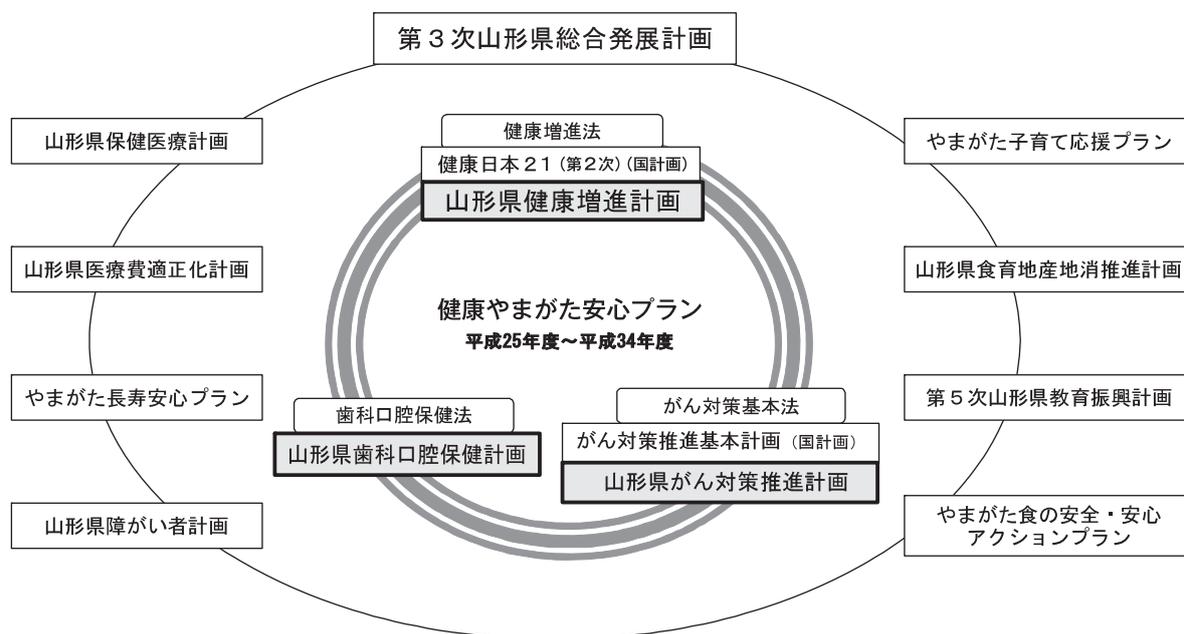
2 計画の位置づけ

- 本計画は、法律に基づく次の3つの計画から成り立っています。
 - ・健康増進法第8条第1項に基づく都道府県健康増進計画
 - ・がん対策基本法第11条第1項に基づく都道府県がん対策推進計画
 - ・歯科口腔保健の推進に関する法律第13条第1項に基づく都道府県の歯科口腔保健の推進に関する基本的事項

- 山形県の総合的ビジョンである「第三次山形県総合発展計画」の部門別の計画として、健康づくりに関わる取り組みを通じ、『安心が根つき、楽しさや充実感のある「暮らし」の実現』に寄与するものです。

- 本計画は、「山形県保健医療計画」、「山形県医療費適正化計画」、「やまがた長寿安心プラン」等、他の関連する計画と調和を図りながら推進していきます。

本計画と主な関連する計画との連携



3 計画の期間

- 計画の期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とします。
- 全体目標や各章ごとの目標の達成状況について適宜把握するとともに、状況の変化を勘案しながら評価を行い、5年後に中間見直しを行います。

4 計画の策定体制

- 計画策定にあたっては、保健・医療・福祉関係者、市町村、関係団体、学識経験者からなる「山形県健康づくり推進に関する計画策定委員会」を設置して、その意見を計画に反映させました。
- 同委員会の下に、「健康増進部会」、「がん対策推進部会」及び「歯科口腔保健部会」を設置し、具体的な内容を検討しました。
- 同委員会の下に、県関係各課の課長を幹事とする幹事会を設け、「山形県保健医療計画」、「山形県医療費適正化計画」、「やまがた長寿安心プラン」等、関連する計画との調整を図りました。



5 計画の目標の設定と評価

- 健康づくりを推進していくためには、「県民一人ひとりの主体的な取り組み」と「社会全体による支援」の双方が重要であるため、この計画では、県民の皆様から取り組んでいただきたい「実践指針」と健康づくり関係者が連携して取り組む「施策の方向」を設定しました。
「健康長寿やまがたの実現」に向け、「実践指針」と「施策の方向」をあわせて推進することにより、分野別の「目標」を達成し、健康寿命を延ばしていきます。
- 「目標」の達成状況を評価・検証しながら、計画的に健康づくりを推進するため、数値による評価指標を設定しました。評価指標は、既存の統計調査で、信頼性が高く、定期的にモニタリングを行うことが可能な指標を中心に設定しました。
- 毎年度、進捗状況の把握に努め、5年後に達成状況に関する中間評価を実施し、その後の取り組みに反映させます。

